

## 福島県復興推進計画（公営住宅）

平成25年5月31日

### 作成主体の名称

福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

### 1. 復興推進計画の区域

福島県全域

### 2. 復興推進計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波は、3,080人の死者、5人の行方不明者、93,504棟の家屋の全半壊（平成25年1月28日現在）や産業・交通・生活基盤の壊滅的な被害など、本県沿岸の浜通り地方を中心に県内全域に未曾有の被害をもたらした。

また、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、双葉郡を中心とした広範囲の地域が、国から避難指示等の区域に指定され、自主的に避難した住民を含めると、16万人に及ぶ県民が県内外への避難を余儀なくされ、県内59市町村のうち、9町村が役場機能を県内外の地域に移転（その後、川内村、広野町が元の場所に役場機能を復帰）せざるを得ない事態となった。

これらの影響により、震災前に2,024千人であった本県人口は、昭和53年以来33年ぶりに2百万人を割り込み、1,967千人（「福島県現住人口調査」における平成24年6月1日現在の推計人口）まで減少している。

現在も、多くの県民が不自由な避難生活を強いられる中、将来の生活に対する不安を一日も早く解消するため、生活の基盤である居住の安定を確保する。

### 3. 復興推進計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

福島県では、今後の復興に当たっての、基本理念や主要な施策を定めた「福島県復興ビジョン」、その復興ビジョンに基づき今後10年間の具体的な取組

みや主要な事業を示す「福島県復興計画(第2次)」を策定したところである。

福島県復興計画においては、被災者の生活再建を目指すとしており、その重点プロジェクトの一つとして、「生活再建支援プロジェクト」を掲げ、被災者が安心して暮らすことができる環境の整備を促進すべく、恒久住宅への円滑な移行を実現するため、東日本大震災により住宅を失った者等に対して公営住宅等の供給に取り組んでいるところである。

#### 4. 復興推進計画の区域において目標を達成するために実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

##### ○ 罹災者公営住宅供給事業

##### ① 復興推進事業の内容

福島県全域において、東日本大震災により住宅を失った者等（以下「被災者等」という。）に対して住宅を提供するため、公営住宅を建設等する。

事業期間：平成33年3月11日まで

また、以下の実施主体が県内に新たに建設等した公営住宅及び県又は県内各市町村の既存の公営住宅等を、被災者等に賃貸する。

実施主体	整備計画戸数
福島県	1,500戸
いわき市	1,500戸
白河市	16戸
須賀川市	40戸
南相馬市	350戸
相馬市	457戸
桑折町	47戸
広野町	48戸
新地町	104戸
檜葉町	30戸
計	4,092戸

※平成25年3月現在の計画戸数であり、今後状況により変更される。

##### ② 特別の措置の内容

被災者等が、復興推進計画の区域内において、当該計画を作成した認定地方公共団体により賃貸される公営住宅等に入居しようとする場合に

は、事業期間が満了するまでの間、入居者資格要件のうち住宅困窮者要件を満たせば、入居可能とする。

また、当該事業区域内に存する被災者等に賃貸した公営住宅等で引き続き管理することが不適當となったものの譲渡をする場合にあっては、譲渡制限期間を耐用年数の「1／4」から「1／6」に短縮するとともに、当該譲渡対価の用途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることを可能とする。

#### 5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力再生に寄与するものである旨の説明

公営住宅の入居者資格要件のうち、住宅困窮者要件を満たせば、入居可能とすることにより、仮設住宅等からの円滑な移行が進み、居住の安定の確保につながるものと期待される。

また、譲渡制限期間を短縮するとともに、当該譲渡対価の用途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることを可能とすることにより、生活再建の促進や地域における多様な需要に応じた事業を実施することによる生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することが期待される。

#### 6. その他

法第4条第3項に基づく意見聴取については、本計画が、県と県内全市町村の共同作成のため不要。